

第23回期

第20回浅川町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 平成31年2月19日(火) 午後1時30分から午後3時5分

2 開催場所 浅川町役場 2階大会議室

3 出席委員(委員9人・推進委員10人)

会 長	10番	生田目源一
会長職務代理者	9番	大河内一二
委 員	1番	會田 陽子
同	2番	酒井 秀忠
同	3番	鈴木 政吉
同	4番	小針 賢一
同	5番	会田 嘉治
同	6番	佐川 健二
同	8番	八旗 正紀
推 進 委 員 (浅川・滝輪)		石塚 隆晴
同 (里白石・福貴作)		小宅 正一
同 (同)		我妻 秀雄
同 (簗輪・袖山)		関根 榮治
同 (中根松)		江田 利光
同 (大草)		佐川 光一
同 (東大畑・畑田)		小室 勝弘
同 (小貫・太田輪)		八木沼 進
同 (山白石)		佐藤 博
同 (同)		圓谷 広行

4 欠席委員(委員1人・推進委員1人)

委 員	7番	角田 一志
推 進 委 員 (染)		川音 光平

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について 2件

議案第39号 農地法第3条の適用を受ける買受適格証明願について 1件

議案第40号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地
利用集積計画の作成に対する決定について 6件

議案第41号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づく
農用地利用配分計画(案)に対する意見決定について 4件

議案第42号 平成31年度農作業労働賃金・農地賃借料参考資料の決定について

- 6 農業委員会事務局職員
 事務局長 岡部 真
 主 査 木谷 裕人

7. 会議の概要

事務局長	<p>一同ご起立願います。礼、着席願います。 会長から開会と招集のご挨拶をいたします。</p>
会 長	<p>ただいまから第20回浅川町農業委員会総会を開会いたします。 あらためまして、こんにちは。第20回の浅川町農業委員会総会を招集しましたところ、皆様方には13日の平成30年度後期の研修会に引き続きのご出席、誠にありがとうございました。本日の提出議案は5件ですが、その後に関係機関団体との連携会議もありますので、そちらの方についてもよろしく願います。</p> <p>本日の農業委員の出席は10名中9名です。なお、7番、角田一志委員より欠席の旨通告がありましたので報告いたします。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、第20回浅川町農業委員会総会は成立いたしました。なお、推進委員の出席は11名中10名です。川音光平委員より欠席する旨通告がありました。</p> <p>議事日程第1の議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。</p> <p>浅川町農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、会長指名することで、ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしと認め、4番、小針賢一委員、5番、会田嘉治委員を指名いたします。</p> <p>次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。書記には事務局職員の木谷主査を指名いたします。</p> <p>日程第3、議案第38号、農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読を求めます。</p>
事務局長	<p>【議案朗読】</p>
会 長	<p>皆様にお諮りします。議案第38号、農地法第3条①②については関連がありますので一括して審議したいと思いますがご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>異議なしと認め、議案の審議に入りたいと思いますが、議案第38号農地法第3条②については、 委員が譲受人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該議案の審議開始から終了まで退席していただきます。</p>

	<p>(委員退室)</p>
<p>会 長</p>	<p>議案第 3 8 号、農地法第 3 条①②について、里白石・福貴作地区推進委員、小宅正一委員の調査報告および意見を求めます。</p>
<p>小宅委員</p>	<p>はい。里白石・福貴作地区担当推進委員の小宅正一です。 議案第 3 8 号、農地法第 3 条第 1 項①②についての調査報告及び意見を申し上げます。 譲渡人、 さん。譲受人、 さん、 さん、以下記載のとおりです。2月17日、地区副担当の鈴木政吉委員、我妻秀雄委員及び譲渡人、譲受人立会いの下、現地にて調査をしてまいりました。 農地法第 3 条第 2 項の 1 号から 7 号まで何ら問題なく、許可相当であると思えますので、ご審議をお願いいたします。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局より補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>はい、補足説明を申し上げます。 譲渡人、 さん、譲受人、 さんと さんになります。 さん、旧姓、 さんは 在住でしたが昨年結婚して須賀川に転居されたそうで、今後浅川に戻ることもないことからご自宅なども含めたすべての資産を処分したい考えで、農地について農業委員会に相談があったため、地元の鈴木委員、我妻委員にご連絡させていただき、その後両委員が地元の農業者等に確認を取った結果、 さんと さんがそれぞれ購入することで話がまとまり、今回申請がなされたものです。 農地法第 3 条第 2 項各号に該当するか否かについてですが、 さんはご存じのとおり で認定農業者でもあり、経営状況および従事状況等問題ないものと思われます。また、 さんにおかれましても前農業委員であり、水稻を作付けしており本議案の取得面積後の経営面積が 1 6 , 8 9 2 ㎡となることなどからいずれにも該当せず問題ないものと思われます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。 議案第 3 8 号①②について、質疑ございませんか。</p>
	<p>(「異議なし」の声)</p>
<p>会 長</p>	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第 3 8 号、農地法第 3 条①②について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。 (挙手全員)</p>
<p>会 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第 3 8 号、農地法第 3 条①および②は許可決定いたし</p>

	<p>ます。議事が終了しましたので、■■■■委員に対する議事参与制限を解除します。</p> <p>(■■■■委員着席)</p>
<p>会 長</p>	<p>■■■■委員に報告します。議案第38号、農地法第3条①および②は許可決定されました。</p> <p>次に、議案第39号、農地法第3条の適用を受ける買受適格証明願について上程いたします。事務局より議案の朗読および説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>【議案朗読】</p> <p>引き続き事務局より説明いたします。</p> <p>買受適格証明ですが、今回、皆さんの任期中において初めて議案にかけられますので、最初に内容についてご説明させていただきます。買受適格証明とは裁判所が競売を実施する際、農地については入札しようとするものが仮に落札した後に、農地法第3条の規定による農地を取得する要件を満たすものか確認するものとなり、入札に参加する際に必要となるものです。</p> <p>議案書にありますとおり、今回農地を取得する要件を満たす適格者であるかを審議することとなりますので、適格であると決定され、その後落札され3条申請書が提出された場合、改めて総会にかけることなく許可書を出すことを併せて決定することとなります。</p> <p>今回の申請人は、■■■■の■■■■さんです。農地法第3条第2項各号に該当するか否かについてですが、■■■■さんは水稲作付けなどされており、本議案の取得面積後経営面積が10,959㎡となることや現在の農業経営の状況および従事状況等から農地の取得要件を満たしており買受適格者であると思われます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>つづいて、この買受適格証明願について、山白石地区推進委員、佐藤博委員の調査報告および意見を求めます。</p>
<p>佐藤委員</p>	<p>はい、山白石地区担当推進委員の佐藤博です。</p> <p>議案第39号、買受適格証明願について、調査報告及び意見を申し上げます。</p> <p>申請人、■■■■さん、以下記載のとおりです。2月11日、午前9時より地区副担当の圓谷委員および申請人、■■■■さん立会いの下、調査してまいりました。</p> <p>■■■■さんは、現在、有限会社■■■■の会長を務めております。過日、取引をしている銀行から、裁判所で銀行が抵当権を設定した農地の競売があるという話があったそうです。農地という特殊物件であることから、地元で農業経営をしている■■■■さんに是非、競売に参加してほしいという依頼がありました。土地の所有者である■■■■さんとは小中学校からの友人であり、農地保全の観点からも少しでも協力できればという思いがありましたので、今回の入札に参加するため証明していただきたいとのことでした。</p>

<p>会 長</p>	<p>また、 さんの農業経営状況ですが田32a、畑31aを経営する兼業農家であるため、農地法第3条第2項の1号から7号まで該当する項目はなく、買受適格者であると証明して問題ないものと見てきましたので、ご審議をお願いいたします。以上です。</p> <p>事務局及び地区推進委員の説明、報告が終わりましたので質疑を許します。 議案第39号、農地法第3条の適用を受ける買受適格証明願について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>会 長</p>	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第39号、農地法第3条の適用を受ける買受適格証明願について、買受適格者であると決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>会 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第39号、農地法第3条の適用を受ける買受適格証明願については買受適格者と決定いたします。</p> <p>次に、議案第40号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の作成に対する決定についてですが、事務局の議案朗読の前に皆様にお諮りいたします。議案第40号の一部と議案第41号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づく農用地利用配分計画(案)に対する意見決定については関連がある部分がございますので一括で議案朗読し、関連のある議案第40号④と議案第41号①および40号⑤⑥と41号②から④、また議案第40号の①から③をそれぞれ一括して審議したいと思いますがご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>会 長</p>	<p>異議なしと認め、事務局より議案の朗読を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>【議案朗読】</p>
<p>会 長</p>	<p>議案第40号①から③については、 委員が借受人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該議案の審議開始から終了まで退席していただきます。</p> <p>(委員退室)</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局より説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>はい、事務局より①から③まで説明いたします。</p>

被設定人の■■■■■さんはご存じのとおり■■■■■で、また認定農業者であり、人・農地プランにおいても■■■■■地区の担い手として名前があげられております。設定人は■■■■■の■■■■■さん、■■■■■さん、■■■■■さん、■■■■■の■■■■■さんになります。今回利用権を設定しようとする■■■■■さんの農地は、昨年■■■■■さんが■■■■■さんから売買により取得された農地となりますが、昨年も■■■■■さんが■■■■■さんから作付けを依頼され作付けをしたそうで、■■■■■さんは水利費等の関係もあり、今後も■■■■■さんに作付けをお願いしたいということで利用権設定するもので、■■■■■さんの田は■■■■■さんの■■■■■と昨年■■■■■さんが■■■■■さんから借り受けた■■■■■の隣にある農地で、城山下の県道沿いにあつて三角形で狭小であることから三筆とも年に一度草刈りされる程度でありましたが、今回■■■■■さんが■■■■■を■■■■■さんから借り受けることを機に、■■■■■さんからも借り受けることで三筆を一枚にすることで作付けしやすくなり遊休化を防げるということで、■■■■■さんに話をし、利用権設定することとなったものです。

また、■■■■■の■■■■■さんの農地はこれまでも■■■■■さんが作付けをしていたものです。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、一つ目、農用地利用集積計画の内容が町の基本構想に適合することであること。二つ目、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、耕作又は養畜の事業を行うと認められること、及び、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。三つ目、対象農地の関係利権者のすべての同意が得られていること。のいずれの要件も満たしていると思われ、利用権設定は問題ないと思われます。以上です。

会 長

続いて、推進委員の意見を求めたいと思いますが、推進委員は自身の地区についてしか意見を述べられないこととされておりますので、この集積計画のうち■■■■■地区分の③につきましては、■■■■■自身への集積ですので意見を省略し、■■■■■地区分の集積である①②についてのみ、推進委員より意見をいただきたいと思ひます。

①②について、浅川・滝輪地区推進委員の石塚隆晴委員より意見をお願いします。

石塚委員

はい、浅川・滝輪地区推進委員の石塚です。

事務局から説明のありましたとおり、今回の利用権の設定を受ける■■■■■さんにつきましては■■■■■の■■■■■であり、町認定農業者でもあります。水稻および野菜を作付けしている専業農家であります。■■■■■さんの現在の農業経営状況からみて、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号のいずれも満たしていると思われ、今回の集積計画は問題ないと考えます。以上です。

会 長

事務局の報告及び地区推進委員の意見が終わりましたので質疑を許します。議案第40号、農業経営基盤強化促進法第18条①から③について、質疑ございませんか。

<p>会 長</p>	<p>(「異議なし」の声)</p> <p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第40号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画①から③について、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>会 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第40号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画①から③については決定いたします。</p> <p>議事が終了しましたので、■■■■委員に対する議事参与制限を解除します。</p> <p>(■■■■委員着席)</p>
<p>会 長</p>	<p>■■■■委員に報告します。議案第40号、農業経営基盤強化促進法第18条①から③については、計画のとおり決定されました。</p> <p>次に、議案第40号④と議案第41号①に入りますが、■■■■委員が借受人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該議案の審議開始から終了まで退席していただきます。</p> <p>(■■■■委員退室)</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局より説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>はい、では事務局より議案第40号の④と議案第41号の①について説明いたします。</p> <p>本案件は、農地中間管理事業に伴うものであります。議案第40号④は、農地の出し手から中間管理機構である公益財団法人福島県農業振興公社に貸し付ける集積計画となっております。計画作成にあたり農業委員会での決定をすることとなります。農業委員会での決定の後、町で公告されることとなります。</p> <p>そして、議案第41号が議案第40号で中間管理機構の公益財団法人福島県農業振興公社が借り受けたものを担い手へ配分する案となっており、この配分計画書については町が作成することとなり、町から意見を求められているものです。意見決定後、町から農業振興公社を通じて県に提出されます。最終的に県知事が認可し公告されることとなります。</p> <p>今回の経過を説明しますと、■■■■さんの■■■■の田は長年遊休化しており、一昨年利用意向調査が実施され■■■■さんは中間管理事業の利用を希望される旨の回答を出しておりました。遊休化して草木が茂り周囲にも迷惑をかけている状況であったようで、周囲で耕作しているうちの一人であった■■■■さんは昨年からの農地の復元作業を行っていた関係もあり、■■■■さんと■■■■さんの間に中間管理機構が入り貸し借りが成立したため、今回議案にかけられているというものです。賃借権の設定等を受ける者は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条</p>

	<p>第4項の要件を備えていることとされていますが、要件の一つ目が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。二つ目、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。三つ目、農作業に常時従事しないと認められる者については、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。とされており、■■■■委員は皆様ご存じのとおり認定農業者でもありますし、人・農地プランの担い手にも位置付けられており、現在の農業経営の状況からしても、これらの要件を備えていると考えられますので、問題ないものと思われませんが、皆様の審議をよろしくお願いいたします。以上です。</p>
会 長	<p>続いて、この集積計画及び配分計画（案）に対して浅川・滝輪地区推進委員の石塚隆晴委員の意見を求めます。</p>
石塚委員	<p>はい、浅川・滝輪地区担当推進委員の石塚です。</p> <p>事務局からも説明がありましたとおり、今回の利用権の設定を受ける■■■■さんにつきましては■■■■であり、町認定農業者でもあります。水稲300a、畑100aを作付けし、和牛の繁殖もされております。■■■■さんの現在の農業経営状況からみて、機構法第18条第4項の要件のいずれも満たしていると思われ、今回の配分計画案は問題ないと考えます。以上です。</p>
会 長	<p>事務局の報告及び地区推進委員の意見が終わりましたので質疑を許します。議案第40号④及び議案第41号①について、質疑ございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第40号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画④について決定すること及び議案第41号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づく農用地利用配分計画の案①について、異議なしと決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第40号④及び議案第41号①については決定いたします。</p> <p>議事が終了しましたので、■■■■委員に対する議事参与制限を解除します。</p> <p>（■■■■委員着席）</p>
会 長	<p>■■■■委員に報告します。議案第40号④は計画どおり決定され、議案第41号①については案に対して異議なしとすることに決定されました。</p> <p>次に、議案第40号⑤⑥と議案第41号②から④に入りますが、議案第41号</p>

	<p>③において[]委員が借受人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該議案の審議開始から終了まで退席していただきます。</p>
会 長	<p>([]委員退室)</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>はい、議案第40号⑤⑥と議案第41号②から④について事務局より説明いたします。</p> <p>今回の経過ですが、[]地区においては昨年も人・農地プランの見直しにおける座談会を通した中で5月に中間管理事業を活用した貸し借りがありました。その後も地域の話し合いの場などの機会を通じて、[]委員が地元の農業者等の意向を把握した中で、中間管理機構をとおした貸し借りをした場合に所有者が経営転換協力金を受けられる可能性があった2名について内容を説明した結果合意に至り、今回議案にかけられているというものです。</p> <p>先ほども説明した賃借権の設定等を受ける者についての要件ですが、[]委員は皆様ご存じのとおり認定農業者でもありますし、人・農地プランの担い手にも位置付けられております。[]さんは、現在は認定農業者等にはなられておりませんが、水稲のほか羊11頭を飼うなどしております。また、[]の[]さんにおきましても3.5haほどの経営農地を所有する水稲農家であります。3名いずれも現在の農業経営の状況からして、これらの要件を備えていると考えられますので、問題ないものと思われそうですが、皆様の審議をよろしくお願いたします。以上です。</p>
会 長	<p>続いて、この集積計画及び配分計画（案）に対して里白石・福貴作地区推進委員の我妻秀雄委員の意見を求めます。</p>
我妻委員	<p>はい、里白石・福貴作地区推進委員の我妻秀雄です。</p> <p>意見を述べたいと思います。[]さんの水田を[]さんが借り受け、同じく畑を[]さんが借り受け、[]さんの畑を[]さんが借り受ける形となっております。借受人の[]さんにつきましては、ただいま事務局長さんからの説明どおり[]在住でおります。[]さんとはいどこ関係にあり、350aの水田を息子夫婦と家族経営されております。[]さんは[]であり、町認定農業者でもあり、人・農地プランでも担い手に位置付けられ中心的な方です。借受地はハウスでアスパラ栽培を検討されております。続いて[]さんですが、[]さんとはいどこ関係にあります。70aの水田を耕作されており、羊やヤギを飼育して畜産農家と同等の大型機械を所有されている方です。採草地としての利用で、耕作放棄地の解消にもなると考えられます。借り手の3名ともに農業経営にいずれも問題はなく農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の要件を全て備えていると考えます。以上です。</p>

会 長	<p>事務局の報告及び地区推進委員の意見が終わりましたので質疑を許します。 議案第40号⑤⑥及び議案第41号②から④について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第40号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画⑤⑥について決定すること及び議案第41号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づく農用地利用配分計画の案②から④について、異議なしと決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第40号⑤⑥及び議案第41号②から④については決定いたします。</p> <p>議事が終了しましたので、 委員に対する議事参与制限を解除します。</p> <p>(委員着席)</p>
会 長	<p> 委員に報告します。議案第40号⑤⑥は計画どおり決定され、議案第41号②から④については案に対して異議なしとすることに決定されました。</p> <p>次に、議案第42号、平成31年度農作業労働賃金・農地賃借料参考資料の決定について上程いたします。事務局より議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局長	<p>【議案朗読】</p> <p>補足説明をいたします。</p> <p>農業委員会では、農地法第52条において農地の賃貸借の賃借料に関する情報を収集、整理、分析し、情報を提供することとされていることから、毎年2月の総会において農作業労働賃金・農地賃借料の参考資料について決定し、農事組合長をとおして資料を配布しておりました。本日は平成31年度の参考資料を決定するため議案として提出したところでございます。参考としまして、平成30年度の浅川町における農作業労働賃金・農地賃借料参考資料や実際の貸し借り料金及び近隣町村との比較表を議案書に添付し送付させていただいております。</p> <p>中身の説明ですが、比較表は石川管内の町村および浅川町に隣接する昨年度の数値となります。白河市と平田村においては、すでに31年度の決定がなされているため比較表中、白河市東地区と平田村の数値については31年度の内容となっております。実際の賃借料情報や比較表から他町村との差が大きい部分についてなど、農業委員、推進委員の皆様で31年度の参考資料の内容についてなど皆様方でご検討いただき、決定していただきますようお願いいたします。</p>
会 長	<p>それでは、時間もかかりますので、暫時休議をして、これを検討していただき、後ほど採決したいと思います。</p>

	<p>(休議 14時30分) (再開 14時52分)</p>
会 長	<p>それでは再開いたします。 議案第42号、平成31年度農作業労働賃金・農地賃借料参考資料の決定について、事務局より金額を報告します。 もし、案に対して訂正等ありましたらお願いします。</p>
事務局長	<p>はい。では、平成31年度農作業労働賃金・農地賃借料の参考資料としての金額等を申し上げます。 まず1、農作業労働賃金(1)臨時雇作業についてですが、一般作業が7,000円、田植7,000円、稲刈7,000円、除草7,000円、オペレーター料金8,000円。(2)請負作業、ロータリー耕6,500円、すき耕7,000円、代かき7,000円、育苗735円、機械田植6,000円、バインダー稲刈6,500円、ハーベスター7,500円、コンバイン28,500円、そして新しく追加で乾燥・調整1,000円、粃すり650円、機械あぜぬり500円。2、農地賃借料、田の上田が8,000円、中田が6,000円、飼料畑が4,000円、普通畑は定めない。以上です。</p>
会 長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、この件について質問がありましたらお願いします。</p>
会 長	<p>それでは、質問等ないようですので議案第42号、平成31年度農作業労働賃金・農地賃借料参考資料の決定について、事務局より報告があった金額のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。 (挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第42号、平成31年度農作業労働賃金・農地賃借料参考資料について決定といたします。 次に、その他に入ります。皆さんから何かございませんか。</p>
会 長	<p>ありませんので、事務局からお願いします。</p>
事務局長	<p>はい。では、次回総会ですが3月14日木曜日午後1時30分を予定しております。それで来月の総会時に別段面積の設定に係る議案について、上程を予定しております。いわゆる農地の取得要件になります下限面積ですが、現在浅川町では30aとしておりますが、今のところ現行どおりで提案したいと考えております。それから、もう3時を過ぎてしまっておりますが、これから関係団体との連携会議を開催しますので、準備の間別室でお待ちいただきたいと思います。以上です。</p>

木谷主査	<p>すいません。私の方から配布物について説明します。利用意向調査の1月31日時点での未提出者一覧をお配りしておりますが、今日までの間に個別にご相談させていただいた委員もおりますが、3月には中間管理機構の方に情報提供する予定をしております、この一覧の中には地元にはいない方などもおられると思いますが、連絡のつく方には回収のご協力を再度お願いしたいと思います。</p> <p>それから、4枚ほど会計報告書をお配りしておりますが、そちらについては後ほどご覧いただきたいと思います。</p>
会 長	<p>はい。それでは、以上を持ちまして第20回浅川町農業委員会総会を閉会いたします。</p>
事務局長	<p>ご起立願います。礼。ご苦勞様でした。</p>

浅川町農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名押印する。

浅川町農業委員会 会 長 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)